

相模川流域下水道の維持管理について

(平成 31 年度～平成 33 年度)

幹事会検討結果報告書

平成 31 年 1 月 24 日

相模川流域下水道事業連絡協議会

幹事会

相模川流域下水道事業連絡協議会幹事会
「相模川流域下水道の維持管理について」検討結果報告

相模川流域下水道は、相模川の水質保全と周辺地域の生活環境の改善を図るため、昭和 44 年に事業着手し、昭和 48 年に右岸処理場で、昭和 52 年に左岸処理場で供用を開始し、その後も鋭意事業の推進に努めてきました。

この間、維持管理にあたっては、業務量の増大や処理場周辺の環境対策など様々な課題に対処するため、県及び関連市町がともに協力し取り組んでまいりました。

今後とも、さらなる効率的な運営の実現に向けて、これまで以上に、県と関連市町がともに協力し、取り組んでいく必要があると思われまます。

このような状況の中、平成 31 年度から 33 年度までにおける維持管理に関する費用負担等について、流域下水道の資本費は、平成 32 年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の 30%を、平成 33 年度より、市町の維持管理負担金に含めるなど、維持管理専門分科会における検討結果を踏まえ、当幹事会において検討をいたしましたので、その結果をここに報告いたします。

平成 31 年 1 月 24 日

相模川流域下水道事業連絡協議会 殿

相模川流域下水道事業連絡協議会幹事会
議 長 海老名市まちづくり部次長
栗 山 昌 仁

目 次

- 1 維持管理費負担の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 相模川流域下水道維持管理費の構成内容・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 維持管理費の負担区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 関連市町間の費用負担方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1 維持管理費負担の基本的な考え方

(1) 対象期間

対象期間は、人口や汚水量等の変化、施設整備の段階的实施及び物価の変動等を考慮して、平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 か年とする。

(2) 費用負担の基本的な考え方

費用負担の検討にあたっては、次の考え方を基本とする。

ア 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担する。

イ 流域下水道の資本費については、平成 33 年度より、平成 32 年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の 30%を市町の維持管理負担金に含める。

資本費とは、減価償却費（長期前受金戻入額を除いた額）、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く）、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。

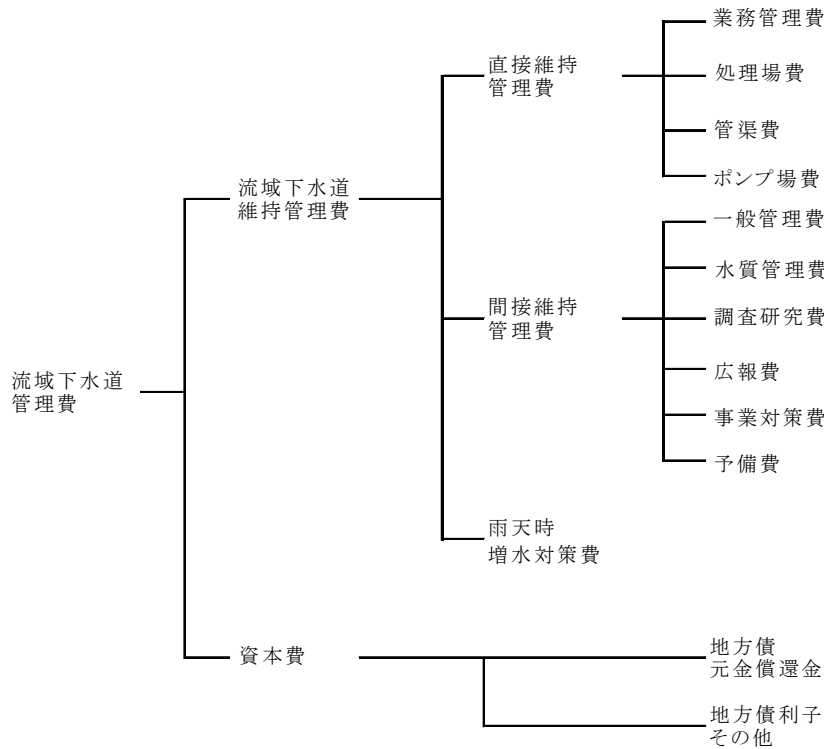
減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計繰入金（建設給与費・事務費に対する繰入を含む）及び市町負担金とする。

建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。

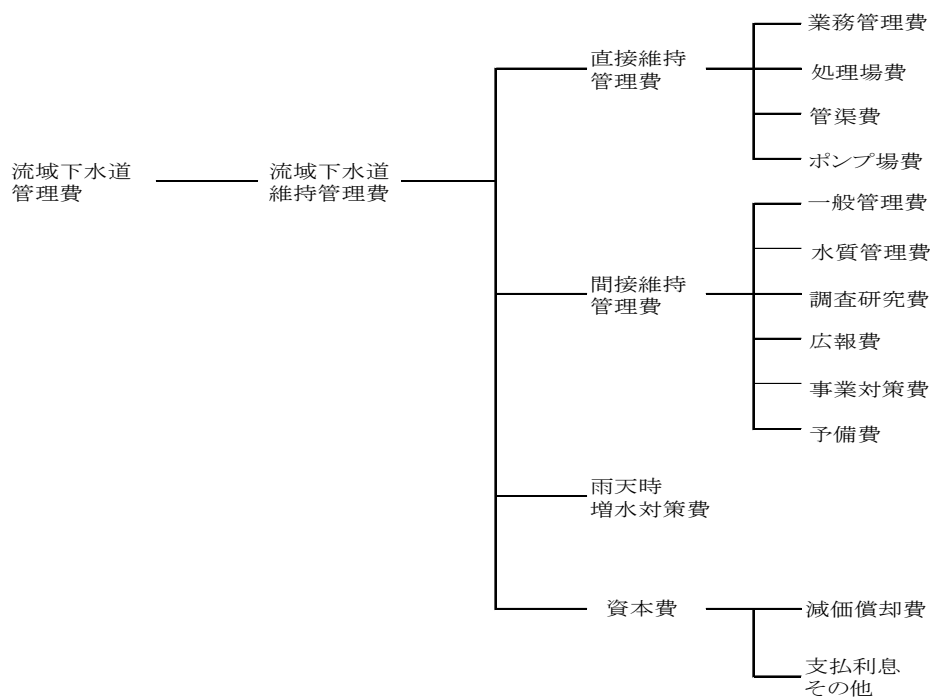
2 相模川流域下水道維持管理費の構成内容

相模川流域下水道維持管理費の積算にあたっては、管理費を次の構成内容に分類し算出した。(平成 32 年度以降の減価償却費の資本費は未算出)。

○平成 31 年度



○平成 32・33 年度



3 維持管理費の負担区分

(1) 直接維持管理費の費用負担

直接維持管理費は、次のとおり私費（利用者）負担、市町公費負担とする。

ア 業務管理費

流域下水道の維持管理における処理場運転等の直接維持管理を行う、県職員及び公社職員の人件費である。

費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流式処理区域からの雨水（以下、「合流雨水」という。）及び分流式処理区域からの雨天時浸入水（以下、「雨天時浸入水」という））による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

イ 処理場費

処理場等の水処理、汚泥処理、汚泥処分、汚泥貯留に係る費用である。汚泥処理、汚泥処分、汚泥貯留に係る費用については、私費（利用者）負担とし、水処理に係る費用については下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）ごとに次のとおりとする。

(ア) 有収水量に係る費用負担

有収水量に係る維持管理費については、利用者によって生じる費用であることから、受益者負担の原則により使用料の対象費用として私費（利用者）負担とする。

(イ) 不明水に係る費用負担

不明水とは、処理場における汚水処理量から、下水道使用料の対象となるものとして下水道管理者が認定した水量（有収水量）を差し引いたものをいい、費用負担については、整備計画時の地下水量（対有収水量比 13.9%）分を私費（利用者）負担とし、これを超える分の不明水を市町公費負担とする。

(ロ) 合流式処理区域からの雨水に係る費用負担

雨水は合流式処理区域からの流入であり、構造的に処理場に流入することになるため、雨水に係る合流式処理区域を持つ各関連市町の公費負担とする。

(ハ) 分流式処理区域からの雨天時浸入水に係る費用負担

雨天時浸入水は、雨天時に分流式処理区域から流入される雨水であるため、市町公費負担とする。

ウ 管渠費

管渠費は、主に管渠の清掃や補修に要する費用であり、費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

エ ポンプ場費

ポンプ場費は、下水を中継するためのポンプ場施設に係る運転管理費等が主な費用であり、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水流量比率で、私費（利用者）負担と市町公費負担とに区分する。

(2) 間接維持管理費の費用負担

間接維持管理費は、次のとおり私費（利用者）負担、市町公費負担及び県負担とする。

ア 一般管理費

一般管理費とは、間接的な施設管理や一般事務に要する費用、及び運転管理等の業務を実施するための予算、決算経理、物品購入、水質管理、財産管理等を行う県職員や公社職員等の人件費である。

費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水流量比率で、私費（利用者）負担と市町公費負担に区分する。

また、神奈川県下水道公社は、「流域下水道維持管理の受託」のほか「下水道技術に関する調査研究」及び「下水道知識の普及」等の業務を行い、県及び市町の下水道事業等に協力することを本来の目的としていることから、その適正な運営の増進に寄与するため、下水道公社の常勤役員報酬は、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

イ 水質管理費

水質管理に係る費用は、処理場の水質測定に要する費用、悪質下水による下水道施設の損傷防止のために要する費用等である。

これらの費用は、公共用水域の水質を保全するためのものであり、全て私費（利用者）に帰すべきものではないと考えられるため、私費（利用者）と市町公費によって、それぞれ1/2ずつ負担することが適切と考えられる。

しかしながら、県は流域下水道管理者として下水道法第8条の規定により処理場からの放流水の水質確保が義務付けられているため、県と関連市町の共同業務として市町公費負担分について、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

ウ 調査研究費

(ア) 調査研究費

下水処理に関する調査、研究は、今後の水処理及び汚泥の処理処分や有効利用等に寄与するものとして原則として市町公費負担とするが、調査、研究の内容によっては下水道事業全般にわたると考えられることから、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

(イ) 放流先等の影響（水質）調査

処理場から処理水を公共用水域に放流した結果の影響調査である。この調査は下水道事業全般にわたり、また私費（利用者）に帰すべき費用ではないため、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

エ 広報費

下水道整備の目的である浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等の実現に向け、より円滑な事業の推進に資するための啓発をはかるために実施する広報活動は、公共下水道管理者である市町が一般行政施策として実施するものであると考えられるが、その内容によっては下水道事業全般にわたると考えられることから、県と市町で1/2ずつの公費負担とする。

オ 事業対策費

(7) 処理場及び汚泥貯留地所在地負担金

流域下水道の処理場及び相模川汚泥貯留地は、各市町の処理場及び貯留地を集約したものと考えられ、地元対応は所在市が行うことになるが、これに係る経費は私費（利用者）負担とする。

(4) 処理場及び汚泥貯留地の上部利用に係る費用

これに係る経費については、私費（利用者）負担とする。

カ 予備費

大地震による被災時の応急復旧即応費、下水処理施設の緊急故障等に伴う復旧費処理施設運転におけるユーティリティ（電気料、燃料費等）の急騰に伴う予算充当費、及びその他、突発的な事故等、不測の事態への緊急対応費のための積立金として6億6千万円を積立てる。なお、費用負担については、下水の種別（有収水量、不明水、合流雨水及び雨天時浸入水）による下水量比率で私費（利用者）負担と市町公費負担とに区分する。

(3) 雨天時増水対策費の費用負担

雨天時増水対策費は、雨天時浸入水による溢水事故の防止、処理場施設の機能保全、放流先水域の水質保全に係る費用であるが、本来、雨天時浸入水削減対策は市町の責務であるため、費用負担については、市町公費負担とする。

4 関連市町間の費用負担方法等

関連市町間の維持管理負担金の負担方法については、実績流入量に基づく比率によることとする。

なお、雨天時増水対策費についての関連市町間の費用負担は、実績の雨天時浸入水量に基づく比率によることとする。

さらに、資本費についての関連市町間の費用負担は、平成31年度において県及び関連市町間の協議により定めることとする。